平成２８年（フ）第５７８号
川崎市麻生区東百合丘４丁目５番６号　第２太陽マンション　206
破産者　吉澤　幸江（旧姓久保田）
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３９６号
新潟市中央区南出来島１丁目９番18号　サーパス南出来島202号、前住所新潟市東区紫竹２丁目６番５号　ＳＡＪＡ95ｓＡ棟101号
破産者　傳　　誠一
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５４０号
名古屋市昭和区川名町４丁目19番地
破産者　内藤　久之
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９３号
広島県福山市水呑町4613番地１　水呑三新田101－８　レオパレスＬａＮｉｎａ206
破産者　松井　真治
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第９５号
広島県福山市春日池２番17号
破産者　小曳　公司
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第４６９号
熊本市中央区神水１丁目13番８号　レオパレスグリーン神水102号、前住所熊本県宇城市松橋町曲野2246番地１
破産者　坂本　和美
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1924―１　須坂Ｂ団地２号、開始決定時の住所熊本県阿蘇郡高森町大字高森1966番地５
破産者　中村より子
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２８年（フ）第２２６号
鹿児島県鹿児島市谷山中央３丁目4656番地
破産者　**𠮷**野　正人
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
金沢市旭町１丁目２番17号
破産者　竹居　　修
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６号
長野県駒ヶ根市北町６番18号
破産者　木下　　昇
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第６６号
岐阜県本巣市仏生寺587番地（Ｒハウス仏生寺　Ｂ－８号）、開始決定時の住所岐阜県揖斐郡大野町大字本庄148番地８
破産者　有賀　理枝
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
京都市右京区西院寿町15、住民票上の住所京都市北区平野東柳町83番地
破産者　小坂　勝義
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２８４号
滋賀県草津市西渋川２丁目６番５－611号県営住宅渋川団地、破産手続開始決定時の住所滋賀県草津市西渋川１丁目３番２号　カーサ・ジョイナス102号
破産者　谷本　雅明
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５７２号
京都市下京区大宮通花屋町上る堀之上町531番地　芦屋マンション501号室、破産手続開始決定時の住所京都市上京区東堀川通一条上る竪富田町423番地　サンレジデンス錦綾東堀川514号
破産者　宮崎　大喜
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
奈良県大和郡山市東岡町45―13　サンライズ大和202、住民票上の住所奈良県香芝市良福寺263番地１　ドルチェＮＡＫＡＴＡ108号
破産者　吉岡　嵩示
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４６号
福岡県大牟田市正山町49番地１
破産者　川上　信夫
1　決定年月日　平成29年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部